

香美市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成28年2月

香美市通学路安全対策連絡協議会

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「香美市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全対策連絡協議会の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全対策連絡協議会」を設置しました。本プログラムは、この協議会で議論し策定しました。

- ・南国警察署交通課（平成 28 年 3 月 31 日までの間は、香美警察署交通課）
- ・高知県中央東土木事務所道路建設課
- ・高知県中央東土木事務所道路管理課
- ・香美市小中学校校長会
- ・香美市建設課
- ・香美市防災対策課
- ・香美市教育委員会教育振興課

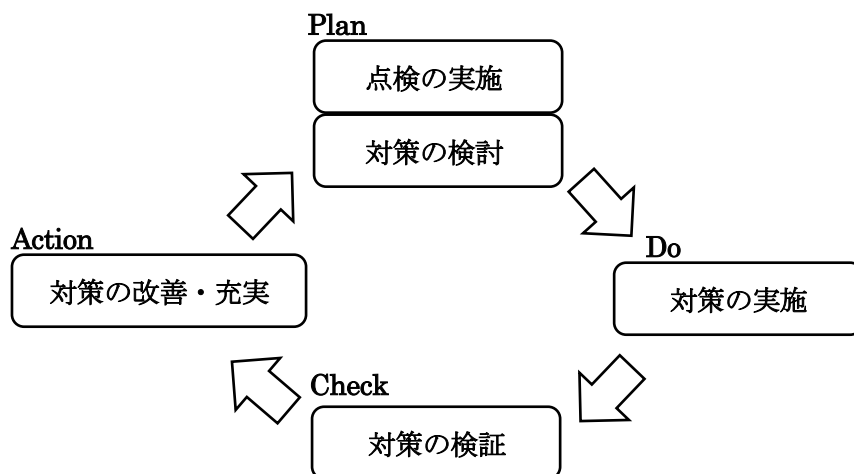
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の対策の検証も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための P D C A サイクル]



(2) 定期的な合同点検

○ 合同点検の実施時期等

- ・通学路の安全確保の為、年に1回合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全対策連絡協議会において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・上記以外においても必要が生じた場合は合同点検を実施します。

○ 合同点検の体制

- ・合同点検の場所に関する学校、道路管理者、警察、香美市防災対策課、香美市教育委員会等が参加して合同点検を行います。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策の検証

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、安全対策効果等を検証します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧表、対策箇所図の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、ホームページ等で公表します。